

# 福島第一原発事故後の諸外国・地域の我が国産品への輸入規制に対する働きかけ

平成27年6月  
経済局政策課

## 1. 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

福島第一原発事故に起因する風評被害を防ぎ、被災地産品の海外輸出を促進するため、汚染水問題への対応を始めとする事故対応の取組に加え、我が国産品の安全確保の措置（我が国の検査基準・体制や出荷制限等）の情報を迅速かつ正確に各国に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけてきている。

- (1) 各国・地域の要人等との会談において首脳・閣僚等ハイレベルで規制の緩和・撤廃を申し入れ。
- (2) 各国・地域毎の事情に応じ、先方政府当局に対する情報発信と規制緩和・撤廃に関する申入れのラインをきめ細かく本省と在外公館の間で打ち合わせ、在外公館から申入れを実施。
- (3) 風評被害払拭や復興状況等の対日理解促進のためのPR事業や招聘事業等を実施。（以下H26年度実績）
  - ✓ 報道関係者招聘（28名の記者，2組のテレビ番組制作チームを招聘，ブリーフや被災地取材等を実施）
  - ✓ 講師派遣（海外派遣の機会に，震災後の国内情勢，被災地の現状等の対外広報を実施）
  - ✓ 在外公館文化事業（震災復興の状況を伝える写真展，ドキュメンタリー映画上映等を計約40件実施）
  - ✓ 日本事情発信資料の作成，発信（海外向けグラフィック誌（20万部，7言語）で被災地の復興を感じさせる夏祭り，ビデオ映像資料（7言語）で東北芸術祭等を紹介。右の内容をサイト「Web Japan」に掲載。

## 2. 成果と今後の取組

- (1) 働きかけの結果，震災以降これまでに13か国が規制を撤廃（カナダ，メキシコ，ニュージーランド，マレーシア，コロンビア，ミャンマー，セルビア，チリ，ペルー，ギニア，エクアドル，ベトナム，豪州）。米国，EU等で規制の対象地域・品目が緩和・見直し。
- (2) 依然として9か国・地域が実質的な輸入停止を含む規制を継続し，59か国・地域（うちEU加盟28か国はEUレベルでの一律の規制のため規制数としては32）が証明書要求等の何らかの規制を継続。
- (3) 今後も，ハイレベルの往来を活用するとともに，本省と在外公館の間で緊密に連携し，粘り強く規制緩和・撤廃に向けた働きかけを継続する。また，各国からの個別の照会・情報提供要請に丁寧かつきめ細かく対応し，科学的根拠に基づく対応を引き続き求めていく。

# 諸外国・地域の輸入規制状況

	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
規制有り	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール ブルネイ ニューカレドニア			ロシア			9か国 ・地域
	8か国・地域			1か国			
限定的な規制有り	インド インドネシア タイ ネパール パキスタン フィリピン 仏領ポリネシア	米国	ブラジル アルゼンチン ボリビア	EU加盟28か国 アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ウクライナ	イラン カタール ア首連 イスラエル イラク エジプト オマーン クウェート サウジアラビア トルコ バーレーン レバノン	モロッコ コンゴ(民) モーリシャス	59か国 ・地域
	7か国・地域	1か国	3か国	33か国	12か国	3か国	
規制を撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4)	セルビア(H23.7)		ギニア(H24.6)	13か国
	5か国	1か国	5か国	1か国		1か国	

(注1) 輸入停止を含む措置を講じている国・地域を「規制有り」、輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定的な規制有り」と分類している。なお、各カテゴリの中でも規制の内容(対象地域・品目、輸入停止/証明書要求等)は国・地域ごとに異なる。

(注2) 「規制有り」には、実質上の輸入停止措置を課している国・地域のみを分類している。例えば、フィリピン、米国、レバノンの3か国については、輸入停止を含む措置を採っているものの、基本的には日本の出荷制限品目と同様の制限であるため「限定的な規制有り」に分類している。

(注3) 上記一覧に含まれていない国は、震災当初より特段の規制を行っていない。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。